入札公告

一般競争入札を実施するので、公益財団法人福井県下水道公社会計規程第67条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年4月10日

公益財団法人 福井県下水道公社 理事長 齊藤 重人

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1)借入れする物品(以下「借入物品」という。)の名称 公益法人会計システム
- (2) 借入物品の数量、仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3)履行場所 九頭竜川浄化センター
- (4) 契約期間 契約締結日から令和10年6月30日まで(60か月)
- 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条の規定に基づき、知事が定める一般競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札の日において、県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 福井県内に本店または支店、営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書等の交付
- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問い合わせ先

 $\mp 913 - 0024$

福井県坂井市三国町池見2-27

公益財団法人福井県下水道公社 総務・水質管理グループ

電話 0776-82-4660

- (2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、当公社ホームページで公開する。
- 4 入札書の提出方法、提出期間、提出先、開札日時
- (1)入札書の提出方法等

郵送入札によるもの(配達記録が残る郵便等に限る。)とし、持参または電送に よるものは認めない。

(2)入札書の提出期間

令和5年4月21日(金)午前8時30分から令和5年4月24日(月)午後4時まで(土日を除く。)

入札書は提出期限必着とし、消印有効は認めない。

提出期限外に提出された入札書は、いかなる事由があっても受け付けない。

併せて、入札書の到着確認の問い合わせについては、一切応じない。

(3)入札書の提出先

3(1)と同様とする。

(4) 開札日時

令和5年4月25日(火)午前10時10分

5 入札の方法

入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(5年間の見積金額を60で除した額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は、<u>借入物品の1月あたりの賃貸借料の合計金額</u>とする こと。

6 落札決定の保留に関する事項

この入札にかかる借入物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な 入札を行った者(最低の価格で入札した者が複数ある場合は、そのすべての者。以下 「落札候補者」という。)を宣言して、落札者の決定を保留する。

7 資格の確認に関する事項

落札候補者は、申請書に必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札にかかる物品の借入に関し、当公社の事後審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1)申請書の提出期間

令和5年4月25日(火)午後1時00分から令和5年4月26日(水) 午後4時まで

(2) 申請書の提出先

3 (1) と同様とする。

申請書の提出は、直接当公社に持参する方法、郵送または電送により送付する方法により行うものとする。2部提出すること。

8 落札者の決定に関する事項

公社が入札参加資格があると決定をした者を落札者として決定する。

9 その他

- (1)入札保証金および契約保証金 福井県財務規則の規定による。
- (2)入札の無効福井県財務規則第151条の規定による。
- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。
- (5) この入札公告は、福井県下水道公社会計規程第67条第2項の規定により、福井県財務 規則第148条の規定を準用する。